

第53回所沢市都市計画審議会
会 議 録

令和5年5月31日

会 議 録

会 議 の 名 称	第 5 3 回 所 沢 市 都 市 計 画 審 議 会
開 催 日 時	令和 5 年 5 月 3 1 日 (水) 午後 1 時から午後 3 時 4 0 分まで
開 催 場 所	所 沢 市 役 所 高 層 棟 8 階 大 会 議 室
出 席 者 の 氏 名	(会議録別表 1) のとおり
欠 席 者 の 氏 名	(会議録別表 1) のとおり
議 題	<p>議事</p> <p>(1) 諮問</p> <p>議案第 1 1 5 号 埼玉県が決定する所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について</p> <p>議案第 1 1 6 号 埼玉県が決定する所沢都市計画区域区分の変更について</p> <p>議案第 1 1 7 号 所沢都市計画用途地域の変更について</p> <p>議案第 1 1 8 号 所沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更について</p> <p>議案第 1 1 9 号 所沢都市計画土地区画整理事業の変更について</p> <p>議案第 1 2 0 号 所沢都市計画地区計画の変更について</p> <p>議案第 1 2 1 号 所沢都市計画下水道(所沢公共下水道)の変更について</p> <p>(2) その他</p>
会 議 資 料	<p>① 第 5 3 回所沢市都市計画審議会次第</p> <p>② 所沢市都市計画審議会委員名簿</p> <p>③ 第 5 3 回所沢市都市計画審議会(議案・資料)</p>
担 当 部 課 名	<p>(街づくり計画部)</p> <p>埜澤街づくり計画部長、高野街づくり計画部次長、塩崎街づくり計画担当参事、強矢土地利用推進担当参事</p> <p>(都市計画課)</p> <p>増子課長、会沢主幹、小暮副主幹、神尾主査、松岡主任、花水主任、富田技師</p> <p>(市街地整備課)</p> <p>鎌田参事、横山室長、山田主査、皆河主任、谷主任、山賀主任、小野田技師</p>

	<p>(上下水道局) 根岸上下水道局次長</p> <p>(下水道整備課) 村上課長、田村主査、湯本主任、杉山主任、水出主事</p> <p>(下水道維持課) 坂野課長、豊泉主査</p> <p>(事務局) 街づくり計画部 都市計画課 電話:04-2998-9192</p>
--	--

(会議録別表1)

所沢市都市計画審議会委員名簿

第53回都市計画審議会

会 長 久保田 尚

職務代理 池田 稔

(敬称略)

区 分	氏 名	出欠席の状況	備 考
学識経験のある者	久保田 尚	出	
学識経験のある者	淵野雄二郎	出	
学識経験のある者	堀越 孝	欠	
学識経験のある者	藤本浩志	出	
学識経験のある者	秋元智子	出	
学識経験のある者	饗庭 伸	出	
学識経験のある者	池田 稔	出	
学識経験のある者	影山 裕樹	出	
学識経験のある者	田中 裕治	出	
市議会の議員	矢作 いづみ	出	
市議会の議員	福原 浩昭	出	
市議会の議員	大館 隆行	出	
埼玉県の職員	落合 誠	出	
本市の市民	市川 雅巳	出	

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
久保田会長	<p>～ 開 会 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 埜澤街づくり計画部長挨拶 ■ 配布資料の確認 ■ 会議成立の報告 出席委員13名（委員14名の1/2以上の出席により成立） ■ 会議録の確定方法 各委員確認後、会長の承認をもって確定 ■ 会議の公開・非公開の決定 公開に決定（傍聴者0名） <p>それでは、只今より議事に入ります。議案第115号「埼玉県が決定する所沢都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更について」の審議を行います。それでは、担当課より説明をお願いします。</p>
都市計画課 富田技師	<p>～ 議案第115号「埼玉県が決定する所沢都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更について」～</p> <p>諮問事項の趣旨、概要の説明（議案書1ページ～26ページ）</p>
落合委員	<p>議案資料16ページについてです。「広域的な交流・連携を強化するため、広域交通ネットワークの構築を図るとともに、これらのアクセス性を向上させる道路ネットワークの構築を図る」とありますが、このような文言に見直された背景を教えてください。</p>
小暮副主幹	<p>埼玉県に確認しましたところ、広域交通ネットワークの構築に加えて、広域交通へのアクセス性の向上を図ることによって、コンパクトプラスネットワークの街づくりの充実化が図られるという観点から文言を修正しているとのことをございます。</p>
落合委員	<p>広域交通ネットワークの定義についても教えてください。</p>
増子課長	<p>国道や県道などを利用し、広域的に人やモノが移動するための交通網のことを広域交通ネットワークとしています。</p>
矢作委員	<p>議案資料7ページについてです。「コンパクトなまちの実現」と「地域の個性ある発展」について解説していただけますか。</p>
増子課長	<p>コンパクトなまちの実現についてですが「医療・福祉・子育て支援・商業施設など多様な都市の集積を図る」との文言は、それらの都市機能は県域において特に重要であるとの観点から追記されているものと考え</p>

	<p>ます。また、「中心市街地へのアクセス性を高めるなど、生活の利便性の向上を図る」との文言は、コンパクト化を進めつつ、まちとまちを繋ぐ公共交通を充実させていくことで生活の利便性の向上を図っていくという観点で、追記されているものと考えます。また、「職住が近接したまちづくりを推進」との文言は、職住近接を目指していくことでコンパクトな街づくりに繋がるという観点で追記されているものと考えます。また、「環境への負荷を低減しエネルギー効率の良い脱炭素社会」との文言は、全国的な取り組みでもあるゼロカーボンの観点から、追記されているものと考えます。</p> <p>地域の個性ある発展についてですが、「高速道路インターチェンジ周辺や主要幹線道路周辺などで産業基盤づくりを進め、雇用の場を確保し、地域の活力を高める」との文言は、インターチェンジ周辺は物流のアクセス性の高さから産業の拠点でもあり、後程説明いたします三ヶ島工業団地も含めて、県域でインターチェンジ周辺の産業基盤づくりを進めていくという観点から、追記されているものと考えます。</p>
大舘委員	<p>議案資料7ページについてです。コンパクトなまちの実現とありますが、今回の議案のように市街化区域を拡大することはコンパクトなまちの実現と矛盾するのではないのでしょうか。</p>
増子課長	<p>本市の都市構造は、主要駅を中心として比較的コンパクトにまとまっていると考えています。今回、市街化区域への編入を予定している三ヶ島工業団地周辺地区は産業団地創出のためであり、また下安松東地区は旧暫定逆線引き地区であり、土地区画整理事業等が確実に立った時点で再び市街化区域に戻すということで進めてきたものであることから、新たに市街化区域が拡大するという考え方ではございません。</p>
大舘委員	<p>人口減少の時代において、旧暫定逆線引き地区であっても市街化区域に戻さなくても良いのではないかという意見もあります。</p>
増子課長	<p>旧暫定逆線引き制度は、市街化区域にもかかわらず宅地化が進まない土地が多く存在し、道路・公園等が整備されないまま乱開発が進むことを防止するため、用途地域を残したまま、一旦市街化調整区域とする制度です。地権者の合意等を基に計画的な市街地整備の見込みが立ったことから、市街化区域への編入を行うものでございます。</p>
市川委員	<p>所沢市の将来的な人口動態をどのように加味しながら、市街化区域への編入を進めてきたのか教えてください。</p>
増子課長	<p>埼玉県5か年計画では、埼玉県の将来人口の見通しとして、令和2年</p>

	<p>度が735万人であり、整備・開発及び保全の方針の計画年次である令和12年には718万人となり、人口減少が想定されています。一方で所沢市都市計画マスタープランにおける当市の人口動態は横ばいとなっています。旧暫定逆線引き地区は計画的な市街地整備の見込みが立った段階で市街化区域に戻していくことから、徐々に人口増加にも繋がっていくものと考えています。</p>
市川委員	<p>人口増加を見越して進めているという理解でよろしいでしょうか。</p>
小暮副主幹	<p>平成27年と令和12年では、市全体の人口は減少するものの、市街化区域内に居住する人口は3,500人増加する見込みです。この増加する人口を見越して市街化区域に編入するという考え方になります。</p>
影山委員	<p>議案資料7ページについてです。「職住が近接したまちづくりを推進する」とありますが、所沢は都心へのアクセスも良いため、昼間は東京で活動する方も多いと思われれます。この職住近接には、所沢市域内での職住近接、埼玉県域内での職住近接、アクセスのよい都心も含めた職住近接など、さまざまな考え方がありますが、どのような職住近接の形をイメージされているのでしょうか。</p>
塩崎参事	<p>所沢は都心のベッドタウンとして発展してきた経緯がありますが、今後はさまざまな企業を所沢に呼び込み、市内で働きながら暮らせるということを考えています。</p>
市川委員	<p>参考情報ですが、商工会議所の総会において「所沢市はベッドタウンであるが、昼間人口は越谷市等の他市に比べると少ない。市内に働く場を創出し人口を増やしていきたい」という市長の発言がありました。</p>
秋元委員	<p>県が決定する都市計画変更について、市の審議会における意見は、県の計画に反映されるものなののでしょうか。また、市の審議会として県決定の案件を承諾するものなののでしょうか。</p>
小暮副主幹	<p>本議案は県から市に意見照会されたものであるため、市の審議会に出た意見を県にお伝えする形になります。最終的に意見が反映されるかどうかは県の審議会の判断となります。</p>
久保田会長	<p>後程採決を行いますが、県の意見照会に「意見がある」と回答することは、「このような記載にしてください。このように修正してください」という具体的な追加・修正があるということを指します。</p> <p>これまで委員の皆様から発言いただいている内容は、文言が追加・修</p>

	<p>正された背景や根拠へのご質問が主でありますことから、県計画に対し具体的な文言の追加・修正を促す「意見がある」ということとは別のものになります。</p> <p>皆様のご発言は議事録にまとめ、県に情報提供することとなります。</p>
秋元委員	<p>手続きの流れについてよくわかりました。</p>
淵野委員	<p>議案資料21ページについてです。「自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」とありますが、県主導で進めてきた、くぬぎ山地区自然再生協議会の活動が休止しています。協議会の活動再開について県と市は連携しているのでしょうか。</p>
増子課長	<p>本日は、ご質問の内容を所管する担当課がおりません。担当課に確認し、後日回答するということでしょうか。</p>
淵野委員	<p>くぬぎ山地区の整備・保全を考えるうえで、協議会の活動再開は所沢市にとって重要な案件だと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
小暮副主幹	<p>議案資料21ページの基本方針の内容には、くぬぎ山地区の整備・保全の方針も包含されているものと考えております。</p>
	<p>【後日確認結果】</p> <p>くぬぎ山地区自然再生協議会の活動再開については、県のリーダーシップが重要であることから、県への働きかけも行っていきたいと考えています。(所沢市みどり自然課)</p>
矢作委員	<p>議案資料10ページについてです。「農地と低層住宅が調和した良好な住居の環境を保護する地域については田園住居地域を定める」とありますが田園住居地域について解説をお願いします。</p>
増子課長	<p>住宅と農地が混在している地域において、居住環境と営農環境を調和させることを目的とした用途地域の1つです。現在、市内での指定はありません。</p>
矢作委員	<p>議案資料12ページについてです。「子供を生き育てやすい住環境づくり」「環境に配慮した住まいづくり」「地域の活性化を図るための住環境づくり」とありますが、それぞれ解説をお願いします。</p>
埜澤部長	<p>子供を生き育てやすい住環境づくりですが、国策として出生率低下の防止のために子育てしやすい環境整備に取り組んでおり、都市計画分野</p>

	<p>においても環境整備に取り組んでいくという主旨でございます。環境に配慮した住まいづくりですが、エネルギー消費量の約3割を占める建築物分野における環境配慮の取り組みが急務であることから、長期優良住宅や省エネ住宅などの住環境整備に取り組んでいくという主旨でございます。地域の活性化を図るための住環境づくりですが、都市のスポンジ化が問題視されているなかで、空き家をさまざまな団体に使っていただくような利活用の仕組みを構築し、都市計画の分野に取り込んでいきたいという主旨でございます。</p>
<p>矢作委員</p>	<p>議案資料13ページについてです。「特定大規模建築物（大規模商業施設等）等の立地に関する方針」の中で「周辺の自治体に影響を及ぼすことが予想される集客施設」とありますが、これはどのような施設を指しているのか教えてください。</p>
<p>小暮副主幹</p>	<p>例えば、所沢駅西口周辺で整備を進めている大規模商業施設を想定しています。そのような大規模商業施設ができることで、周辺自治体に渋滞などの影響を及ぼす場合もありますことから、事前に周辺自治体と調整を図り対策を講じていくという主旨でございます。</p>
<p>藤本委員</p>	<p>議案資料8ページについてです。「拠点周辺の市街地」とありますが、商業・産業など、さまざまな分野の拠点がある中で、所沢市の拠点のイメージを教えてください。また、「拠点間を効率的かつ効果的に結ぶ都市交通環境の充実」とありますが、ところバスやところワゴンなどを想定されているのでしょうか。子育て支援の拠点の例だと、流山市の送迎保育ステーションが良く取り上げられますが、所沢市で拠点化のために取り組んでいる事例などあれば教えてください。</p>
<p>小暮副主幹</p>	<p>ご審議いただいている内容は県決定の都市計画であることから「拠点周辺の市街地」の内容は所沢市特有の施策に基づく記載ではなく、県域の方針を記載したものです。また、「中心拠点」は主要な駅周辺が、「生活拠点」はアクセスの利便性が高い地域が、「産業拠点」は高速道路周辺地域が位置付けられることとなっています。なお、本市の拠点の考え方につきましては、所沢市都市計画マスタープランに記載しており、整備・開発及び保全の方針とも整合を図っております。</p>
<p>久保田会長</p>	<p>よろしければ、議案第115号について採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。皆様のご意見は議事録にて県にお伝えするという事で、修正意見等の有無について採決をいたします。</p> <p style="text-align: center;">～全員賛成で意見無し～</p>

<p>久保田会長</p>	<p>それでは、意見無しということで県に回答いたします。事務局におかれましては、答申の手続きをよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、議案第116号「埼玉県が決定する所沢都市計画区域区分の変更について」、議案第117号「所沢都市計画用途地域の変更について」、議案第118号「所沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、議案第119号「所沢都市計画土地区画整理事業の変更について」、議案第120号「所沢都市計画地区計画の変更について」の審議を行います。それでは、担当課より説明をお願いします。</p>
<p>市街地整備課 皆河主任</p>	<p>～ 議案第116号から第120号のうち「三ヶ島工業団周辺地区」について～</p> <p>諮問事項の趣旨、概要の説明（議案書27ページ～151ページ）</p>
<p>秋元委員</p>	<p>現在、土地区画整理事業区域内に居住されている方の住まいや、農業を営んでおられる方の農地はどうなるのでしょうか。</p>
<p>横山室長</p>	<p>現在、区域内に居住されている方の住まいにつきましては、住工混在を防ぐという観点から、既存集落（地区外）と隣接している区域内の区画に移転・集約する方針で、地区計画を定めています。</p> <p>なお、本地区は産業系の土地利用を図ることを目標としていることから、農地につきましては、各地権者の要望を伺いながら、今後の生活に支障がないよう地区外での営農等について、調整を進めているところで</p>
<p>大舘委員</p>	<p>当初の計画から市街化区域編入の規模が変わったように見受けられますが、その経緯について教えてください。</p>
<p>横山室長</p>	<p>既存の所沢三ヶ島工業団地の北西の地域は、当初、土地区画整理事業の実施、市街化区域への編入を検討していましたが、工場や家屋等の土地利用が進んでいるほか、土地所有者からも現状の土地利用を継続したいとの意向がありました。また、この地域は所沢市と入間市の行政界に接しているのですが、行政界の形状がいびつで、所沢市内での土地利用が難しいことから今回の都市計画変更の区域には含めないこととしたという経緯がございます。</p>
<p>淵野委員</p>	<p>1点目ですが、地区内の農地を集約（換地）して農業を維持できるような土地利用をするのでしょうか。2点目ですが、区域内に生産緑地地区を指定することは可能でしょうか。3点目ですが、議案資料131ページの「建築物等の用途の制限」の中で、A地区及びB地区で畜舎が制</p>

横山室長	<p>限されていますが、園芸ハウスも制限されるのでしょうか。</p> <p>1点目ですが、所沢市都市計画マスタープランに定める土地利用の方針で、三ヶ島工業団地周辺地区につきましては、産業系の土地利用を図る地区としています。2点目ですが、生産緑地地区の指定は制度上は可能です。3点目ですが、A・B地区に園芸ハウスを建築することは可能ですが、当該地区は工場等の産業系の土地利用を目標としているため、園芸ハウスの建築を誘導する考えはありません。</p>
市川委員	<p>建築物等の用途の制限をかける根拠法令は何でしょうか。また、なぜ用途地域を工業地域とするのでしょうか。</p>
横山室長	<p>都市計画法に基づく地区計画の制限を建築基準法に基づき条例化します。また、工業系の用途には、準工業地域、工業地域、工業専用地域がありますが、このうち準工業地域は、大きな商業施設などさまざまな建物が立てられる用途地域であり、産業や働く場の創出という土地利用の目的には馴染みません。工業専用地域は、工業に特化した用途地域で、住宅の建築ができないことから、既存の住戸の移転・集約ができなくなります。産業団地の創出、住戸の移転先の確保という観点から、工業地域としました。</p>
市川委員	<p>B地区を工業専用地域、C地区を準工業地域にしても良いと思いますが。</p>
横山室長	<p>地区全体として、産業団地という土地利用の目的に沿った建物を誘導していきたいということから工業地域としています。</p>
矢作委員	<p>産業団地は何年後にできあがりますか。</p>
横山室長	<p>市街化区域編入後、概ね7年後に事業（公共施設等の整備）が完了する事業計画となっています。</p>
矢作委員	<p>令和4年9月4日に地権者を対象とした説明会を実施していますが、地権者は何名いますか。</p>
横山室長	<p>94名でございます。</p>
矢作委員	<p>同説明会の参加者が20名とのことですが、参加できなかった方へのフォローは行いましたか。</p> <p>また、所沢市街づくり条例に基づく都市計画の原案の縦覧で、意見書</p>

	が2通となっていますが、その内容を教えてください
横山室長	<p>説明会に参加できなかった方々には、後日、説明会で使用した資料等を送付しております。</p> <p>意見書の内容ですが、土地区画整理事業と地区計画への意見がありました。土地区画整理事業については、治水対策が不十分ではないかという意見、また林神社を含めた景観を維持してほしいとの意見がありました。地区計画については、地域住民への説明が不十分ではないかという意見、またB地区の最低敷地面積3,000㎡は大きすぎるのではないかとの意見がありました。</p>
矢作委員	議案資料132ページの建築物の緑化率の最低限度に記載されているただし書きの内容を教えてください。
横山室長	所沢市で定めている「所沢市工場立地法地域準則条例」の対象区域は、準工業地域、工業専用地域及び用途地域の指定のない地域としていることから、工業地域を指定する三ヶ島工業団地周辺地区は対象外となり、現在の条例ではただし書きは適用されません。
矢作委員	市街化区域編入により、地価が上昇すると考えられますが、どれくらい上昇するのでしょうか。
横山室長	事業計画書上、土地の平均評価額は、区画整理前が1平米当たり25,000円、区画整理後が1平米当たり74,000円となっています。
矢作委員	三ヶ島地区は水の確保が難しいと聞いたことがあります。水を大量に使用する事業者を誘致するのは難しいのでしょうか。
横山室長	三ヶ島工業団地周辺地区は、県の地下水採取の規制がかかっているエリアです。水道水を使用する事業者は問題ありませんが、地下水を大量に使用する事業者の進出は難しいと考えています。
淵野委員	産業団地における緑地の配置について教えてください。
横山室長	周辺環境との調和という観点から産業団地を囲うように緩衝緑地帯を設けます。なお、地区計画に定めていない3,000㎡未満の建築物にあっては街づくり条例の基準に基づいた緑地の配置を指導していきます。
秋元委員	工場を誘致すると二酸化炭素の排出量の増加が懸念されます。脱炭素

	<p>という観点から、再生可能エネルギーやZEBなど、環境負荷の少ない新技術を導入している事業者を誘導する、また指導するといったことも検討いただきたい。</p>
横山室長	<p>「脱炭素社会の構築」については、地区計画の目標にも記載しており、立地企業に対しては目標に沿った建物を建てていただきたいと考えています。規制として取り入れていくことは難しいですが、今後、産業経済部とも連携のうえ、脱炭素社会構築に向けて取り組んでまいります。</p>
饗庭委員	<p>産業団地と東側の既成市街地の間に市街化調整区域がありますが、産業団地ができることによって、周辺の市街化調整区域の方々も農業を止めてしまい、現在のスプロール的な住宅と農地の混在が、さらに進行する可能性があります。また、地区東側に接する住宅地は、産業用地に隣接することとなり、あまりメリットがないように思われます。産業団地の創出に伴い、周辺の既存の農地・住宅地をどのように形成していくかをお聞かせください。なお、周辺環境を検討するにあたっては、産業団地内の道路と周辺の道路との繋がりが重要であると考えますが、産業団地内で道路が完結しているようにも見えます。</p>
横山室長	<p>周辺の市街化調整区域内の既存集落の方には、産業団地の創出についてご理解いただくため、積極的な情報提供を心掛けています。産業団地の創出によって雇用が生まれるほか、地区内に店舗の建築が想定されることから、周辺の方々の生活の利便性は向上するものと考えています。道路は、地区内に新設する上藤沢・林・宮寺間新設道路が、地区外の北側は武蔵藤沢駅まで開通しており、南側は県道青梅所沢線まで、入間市と所沢市とで整備する計画となっています。なお、道路の整備は開発に影響すると思われませんが、前述の道路以外の区域外の道路は事業に伴って整備する予定はありません。</p>
饗庭委員	<p>街区公園はもう少し住宅地側の方が良いと感じました。また、工場が建設され働く場ができて周辺に従業員が住む場所がありません。このため、農家が自分の庭先にアパートを建設し、短期的に若い派遣社員や海外からの実習生が住むといったことが起こり得ます。産業団地ができることによって今後起こり得る事態について、地域で話し合いをしておいた方が良いと思います。</p>
矢作委員	<p>土地区画整理事業は馴染みのない方には難しい内容であるため、住民への説明は丁寧に行うべきと考えます。</p>
横山室長	<p>引き続き、土地区画整理事業の業務代行予定者と連携し、地権者への</p>

	丁寧な事業説明や要望の聞き取り等を進めていく予定です。
市街地整備課 谷主任	～ 議案第116号から第120号までのうち「下安松東地区」について～ 諮問事項の趣旨、概要の説明（議案書27ページ～151ページ）
大館委員	三ヶ島工業団地周辺地区及び下安松東地区について、それぞれの減歩率を教えてください。
横山室長	減歩率は個々の土地の位置・形状・道路への接道条件等により異なるため、あくまで平均になりますが、現段階における減歩率は、三ヶ島工業団地周辺地区は46.73%、下安松東地区は49.47%となっております。
大館委員	減歩率が高い場合と低い場合とで、どの程度差がありますか。おおよその数字で構いません。
横山室長	他地区の事例にはなりますが、北秋津・上安松土地区画整理事業の場合、平均減歩率は先ほど申し上げた値とほぼ同じで、個々の減歩率は30～70%の間で設定されています。
市川委員	三ヶ島工業団地周辺地区と下安松東地区は全く別の話であり、1つの議案として審議するのはどうかと感じました。私個人としては、三ヶ島工業団地周辺地区の都市計画変更には賛成ですが、下安松東地区は緑や畑が多く、空き家も多いなかで、更に住宅用地を増やすことに疑問を感じています。
久保田会長	ご意見として承りました。
矢作委員	地区内の公園の設置場所は決まっていますでしょうか。
横山室長	地区内2か所（北西と東側）に整備する計画です。土地区画整理事業面積の3%以上の合計面積を確保します。
矢作委員	地区計画の「建築物の敷地面積の最低限度」について、三ヶ島工業団地周辺地区のC地区が150㎡、下安松東地区が120㎡となっておりますが、違いを教えてください。
横山室長	敷地面積の最低限度につきましては、概ね、駅からの距離に基づいて設定しております。駅に近いほど土地の値段は上がりますので、面積を

	<p>比較的小さく設定し、駅から遠いほど面積を大きく設定しています。なお、下安松東地区は、現在土地区画整理事業を進めている若松町地区と同等の面積としています。</p>
矢作委員	<p>令和4年9月4日の説明会には28人が参加されていますが、この地域の地権者は何名でしょうか。</p>
横山室長	<p>57名でございます。また、参加できなかった方へも後日資料を送付しています。</p>
矢作委員	<p>土地区画整理事業のこれからの進め方等については、事業者が十分な説明をしていくというかたちになるのでしょうか。</p>
横山室長	<p>土地区画整理事業は組合施行で進める予定ですので、組合及びその事業を代行する事業者が、地権者へ丁寧な説明をしていくこととなりますが、市も必要に応じて説明を行っていきます。</p>
久保田会長	<p>よろしければ、議案第116号については修正意見等の有無を、第117号から第120号については案に了承か否か、採決に移りたいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p>
	<p>～賛成多数で意見無し（第116号）～ ～賛成多数で了承（第117号～第120号）～</p>
久保田会長	<p>それでは、議案第116号については意見無しということで県に回答いたします。事務局におかれましては、答申の手続きをよろしくお願いいたします。また、第117号から第120号について、本案は承認ということで答申をさせていただくことで決定いたします。事務局におかれましては、答申の手続きをよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、議案第121号「所沢都市計画下水道（所沢公共下水道）の変更について」の審議を行います。それでは、担当課より説明をお願いします。</p>
下水道整備課 湯本主任	<p>～議案第121号「所沢都市計画下水道（所沢公共下水道）の変更について」～ 諮問事項の趣旨、概要の説明（議案書153ページ～167ページ）</p> <p style="text-align: center;">（質疑応答なし）</p>
久保田会長	<p>よろしければ、案に了承か否か、採決に移りたいと思っておりますがよろし</p>

	<p>いでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">～ 全員賛成で了承～</p>
久保田会長	<p>本案は承認ということで答申をさせていただくことで決定いたします。事務局におかれましては、答申の手続きをよろしくお願いいたします。</p>
	<p>続きまして、「その他」ですが、事務局から何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の都市計画審議会は、現時点におきましては、令和5年10月23日の午後1時30分の開催を予定しています。日程等の詳細が確定しましたら通知させていただきます。</p>
久保田会長	<p>その他、事務局から何かございますでしょうか。</p>
埜澤部長	<p>その他については以上でございますが、次回審議会が10月となりますことから、7月で所沢市農業委員会会長をご退任される池田職務代理に、一言お言葉をちょうだいできればと思います。</p>
池田職務代理	<p>この7月で農業委員も任期満了となります。委員の皆様とともに学びあうことができ光栄でした。本当にありがとうございました。</p>
久保田会長	<p>以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。 これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。</p>
事務局	<p>久保田会長におかれましては、議長の大任を務めていただきまして、誠にありがとうございました。 それでは、池田職務代理より閉会のごあいさつをお願いいたします。</p>
池田職務代理	<p>「第53回 所沢市都市計画審議会」を閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
	(以上)